

2025年のスチュワードシップ活動に対する自己評価の結果について

当社は、投資先企業の企業価値の向上と持続的成長を促し、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るため、スチュワードシップ活動に積極的に取り組んでいます。この度、同活動をさらに高めていくため、2025年（1月～12月）における当社のスチュワードシップ活動について自己評価を実施しましたので、その結果について以下のとおり公表します。なお、本自己評価は、2025年6月26日に第三次改訂された日本版スチュワードシップ・コードの指針7-4が求める自己評価に対応したものです。

1. 自己評価の方法

当社のスチュワードシップ活動に係る最高意思決定機関である責任投資委員会*の委員等を対象にアンケートを実施し、その結果に基づいて議論を行いました。利益相反管理に係る事項を中心に、同委員会に対する監視機能を担う責任投資諮問会議**のメンバーもアンケート及び議論に加わっています。アンケートの概要については、本資料末尾をご参照ください。

* 運用・調査関係者6名により構成。

** 利益相反管理統括責任者1名、独立社外取締役2名により構成。

2. 自己評価の結果（全体）

スチュワードシップ活動の自己評価に係るアンケートを行った結果、当社におけるスチュワードシップ活動は適切だったとの回答は9割超を占めました（詳細は「3.自己評価の結果（各原則）」をご参照ください）。アンケートの結果とアンケートで寄せられたコメントに基づき、責任投資委員会において議論を行った結果、前回見出した強化ポイントの対応を含め、概ね適切なスチュワードシップ活動を行うことができた評価しております。

【前回見出した強化ポイント】

- 議決権行使基準の高度化や議案の複雑化が進む中、精度の高い議案判断を行うため議決権行使業務の堅牢性を強化すること
- 議決権行使へのエスカレーション等、エンゲージメントに求められる水準が上がっていることを踏まえ、プロセスを更に高度化すること
- スチュワードシップ責任を果たすため、人材の価値を更に引き出すとともに育成するための取組みを強化すること

2025年のスチュワードシップ活動において、特に実効性向上につながる取組みとして以下が挙げられます。

- 議決権行使プロセスの堅牢性強化
- 適切なプロセスを経ての方針見直し、エンゲージメントと議決権行使の一体運用のさらなる推進

- 社内勉強会及び国際イニシアティブへの参加を通じた人材価値の向上と知見の共有

一方、当社のスチュワードシップ活動の実効性をさらに高めていくための 2026 年の強化ポイントとして、以下を見出すことができました。

- スチュワードシップ活動に関する会議体における審議及び情報提供のあり方を再検証し、機能強化を図ること
- エンゲージメント機会の増加や、エンゲージメントに求められる水準の高まりを受け、エンゲージメント・プロセスの最適化を図ること
- スチュワードシップ責任を果たすため、サステナビリティ課題に関する知見の蓄積と活動方針の浸透を一層進め、人的資本の強化を図ること

3. 自己評価の結果（各原則）

日本版スチュワードシップ・コードの各原則に対応する当社の活動に係る自己評価の結果は、下表のとおりです。

原則	自己評価の結果
原則 1 方針の策定と公表	<p>当社では、責任投資委員会がスチュワードシップ活動全般に関する方針の策定を担っています。2025 年はスチュワードシップ活動を担う運用調査部門の意見を集約する等、適切なプロセスを経て運用における責任投資の基本方針等を見直しました。その他の様々な議題についても実効的かつ効率的な議論ができたことと評価しています。</p> <p>一方、エンゲージメントを踏まえた個別議案の判断やエスカレーションの進展、株主提案の増加等を背景に、定性判断を要する議案は増加傾向にあります。そのため、責任投資委員会における審議及び情報提供のあり方を再検証し、機能強化を図ることが今後の強化ポイントであると認識しています。</p>
原則 2 利益相反の管理	<p>当社では、責任投資諮問会議が責任投資委員会に対する監視機能を担っています。2025 年は責任投資諮問会議のメンバーが 4 名から 3 名に 1 名減員となりましたが、前年に引き続き、利益相反のおそれのある株主総会議案について、事務局がその旨を明示した上で責任投資委員会にて審議し、賛否を決定しました。</p> <p>また、経営陣が利益相反の管理及び当社のガバナンス強化に十分にコミットしていくことを確認しました。スチュワードシップ活動の推進に伴い生じ得る利益相反については、管理体制を整備し、適切に運用できているものと評価しています。</p> <p>一方、責任投資諮問会議の体制変更を契機に、利益相反等による顧客利益の毀損を防止するとともに、責任投資のガバナンス強化を図る観点から、監督機能と執行機能の役割・責任を改めて整理したうえで、同会議における審議及び情報提供のあり方を再検証し、機能強化を図ることが今後の強化ポイントであると認識しています。</p>

原則	自己評価の結果
原則 3 投資先企業の 状況の把握	<p>当社では、企業のトップマネジメントや IR 担当者等との豊富な面談の機会を通じて、企業調査を行うアナリスト、運用者及び ESG を中心に調査を行う ESG スペシャリストが投資先企業と対話を行っています。2025 年は、サステナブル投資戦略室（2025 年 4 月、エンゲージメント推進室から改組）を中心にアナリストと ESG スペシャリスト、運用者の間の連携強化を進め、情報共有に努めました。これにより、投資先企業の状況について ESG 等の非財務情報を含め適切に把握したうえで、スチュワードシップ活動に取り組むことができた」と評価しています。</p>
原則 4 エンゲージメント （投資先企業との 建設的な「目的を 持った対話」）	<p>当社では責任投資委員会で策定した重点テーマに沿って、対象企業に対してエンゲージメントを行い、継続的な働きかけを行っています。エンゲージメントの実施状況については、責任投資委員会に定期的に報告を行うほか、関係部署間で連携し、投資先企業の評価に係る情報共有を行っています。2025 年は、前年に続きサステナブル投資戦略室を中心に運用調査部門における連携強化に取り組んだほか、効果測定手法の改善を行いました。また、エンゲージメント機会の増加への対応やエスカレーション・プロセスの定着などエンゲージメント・プロセスの高度化が進み、適切なエンゲージメントを行うことができた」と評価しています。</p> <p>一方、エンゲージメント機会の増加やエンゲージメントに求められる水準の高まりを受け、エンゲージメント・プロセスの最適化を図ることが今後の強化ポイントであると認識しています。</p>
原則 5 議決権行使	<p>当社では、責任投資委員会において議決権行使基準を策定するほか、定性判断が必要な個別性の高い議案について、株主価値の視点から賛否の判断を決定しています。個別性の高い議案については投資先企業とのミーティングを積極的に行い、詳細な事実認識に努めています。2025 年は精度の高い議案判断を行うため議決権行使業務の堅牢性を強化したほか、責任投資委員会及び責任投資諮問会議における徹底的な議論を経て、11 月に議決権行使基準を改定しました。体系的かつ実質的な議論により、議決権行使基準の改定及び個別議案の判断ともに適切に行うことができた」と評価しています。</p>
原則 6 顧客・受益者への 報告	<p>当社では、ウェブサイトにおいて議決権行使基準及び個別議案の議決権行使結果を開示しており、1 年間のスチュワードシップ活動をまとめた「責任投資レポート」を 2018 年版から公表*しています。議決権行使結果については、投資先の日本企業における株主総会の全議案に対する賛否及び賛否の理由を一覧表にして開示しており、当社が特に説明を要すると考える議案については理由を詳細に説明しています。また、グループ関係会社の議案については他の会社とは別の項目を設け、特に詳細に説明しています。分かり易い内容とするよう努め、充実した情報開示・報告を行うことができた」と評価しています。</p>

原則	自己評価の結果
原則 7 スチュワードシップ 活動のための実力	<p>当社では、スチュワードシップ活動を実効的に行うため、責任投資委員会及び運用調査部門を中心とする体制を整備しています。2025 年は、新たなサステナビリティ課題に関する知見を深耕するとともに責任投資の基本方針等に対する体系的な理解度を高めるため、運用調査部門等に対する社内勉強会を開催するなどの取組みを実施しました。当社において、実力を高めるために適切な取組みを行うことができたと評価しています。</p> <p>一方、スチュワードシップ責任を果たすため、サステナビリティ課題に関する知見の蓄積と活動方針の浸透を一層進め、人的資本の強化を図ることが今後の強化ポイントであると認識しています。</p>

* 当社ウェブサイトに公表しています。

<https://www.nomura-am.co.jp/special/esg/library/ri-report.html>

4. 今後の対応

本自己評価を通じて挙げられた強化ポイントについては、今後、責任投資委員会で議論を深め、スチュワードシップ活動をさらに高めていくよう取り組んでゆきます。

以上

【（ご参考）アンケートの概要】

対象者	設問の内容に応じ、以下が回答しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 責任投資委員会委員 6 名 ・ 責任投資委員会事務局 7 名 ・ 責任投資諮問会議メンバー 3 名
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2025 年 11 月
対象期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2025 年 1 月～12 月
回答方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記名式 ・ 選択式（4 択） ・ コメントを自由記載
設問	合計 14 問：日本版スチュワードシップ・コードの各原則に対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則 1（方針の策定と公表）： 2 問 ・ 原則 2（利益相反の管理）： 3 問 ・ 原則 3（投資先企業の状況の把握）： 1 問 ・ 原則 4（エンゲージメント）： 3 問 ・ 原則 5（議決権行使）： 3 問 ・ 原則 6（顧客・受益者への報告）： 1 問 ・ 原則 7（スチュワードシップ活動のための実力）： 1 問

金融商品取引法に係るお知らせ

商号：野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者関東財務局長（金商）第 373 号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会

投資顧問サービスに係るリスクについて

お客様のために行なう金融商品取引行為については、株式、新株予約権付社債、公社債等に投資します（投資信託・リミテッドパートナーシップ等を通じて投資する場合を含みます）ので、国内外の経済・政治情勢、金利変動、発行体の業績や財務状況の変化等の影響により、投資する株式、通貨等の価格が下落し、損失が生ずるおそれがあります。また、デリバティブ取引を使用することがあります。同取引は証拠金の金額以上のレバレッジを活用して行なうことから、原資産となる有価証券や指数等の変動によって価格も変動し、差し入れた証拠金を上回る損失が生じる可能性があります。またこのレバレッジの比率は投資方針や国内外の市場環境の変化等により、随時変えていきますので事前に表示することができません。証拠金はデリバティブ取引を行なう期間、発注先証券会社の計算に基づき当社が妥当であると判断した金額を契約資産から預託いたします。

投資顧問サービスに係る費用（手数料等）について

本資料は、情報提供のために作成したものであり、直接的な勧誘を目的としたものではありません。将来的に運用商品を提供した場合、以下の諸費用が発生します。一般的な計算方法の概要は以下のとおりになりますが、お客様との契約内容によって料率は異なり、具体的な提示をすることはできません。

- 投資助言業および投資運用業の対価として、一般に、契約資産額に対して予め定めた料率（a%）の投資顧問報酬が契約期間に応じてかかります。
- 計算方法：契約資産額×（a%）×契約期間日数/365＝該当期間の投資顧問報酬
- お客様との取り決めにより投資顧問報酬を成功報酬とする場合があります（また、上記との組み合わせとする場合もあります）。なお、成功報酬については、予め定めた基準等にもとづき実際の運用実績等に応じて投資顧問報酬が変動するほか、お客様と別途協議により取り決めさせていただくことから、事前に計算方法、上限額等を示すことができません。
- 投資顧問報酬とは別に、有価証券売買委託手数料や、有価証券の保管等に係る諸費用が費用として発生し、契約資産から控除されます。またこれらの費用は運用状況により変動するため事前に具体的な料率・上限額等を表示することができません。
- 投資一任契約内で、弊社の投資判断として投資信託を購入する場合があります。この場合は当該投資信託の購入にかかる費用（投資信託の運用報酬、及び販売会社・管理会社の費用の他、投資信託の換金に際し、信託財産留保額がかかる場合があります）が発生いたします。ただし、投資信託を購入する場合のうち、当該投資信託が当社並びに当社グループが設定するものである場合、運用報酬の重複を防ぐために上記の投資顧問報酬の調整を行います。調整の計算方法は個別の契約で別途定めませんが、投資顧問報酬金額から当該投資信託に係る運用報酬金額を控除することにより調整をいたします。

投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧下さい。

投資信託に係る費用について2026年2月現在

ご購入時手数料・・・上限3.85%（税込み）

投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。

運用管理費用（信託報酬）・・・上限2.222%（税込み）

投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。

※一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。

※ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。

信託財産留保額・・・上限0.5%

投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。

その他の費用

上記の他に、「組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

【ご注意】

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡します投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

野村アセットマネジメントからのお知らせ

本資料は参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメント（以下、「当社」）が作成したものです。投資勧誘を目的とした資料ではありません。本資料は市場全般の推奨や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。

本資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、当社は、本資料の利用、誤用あるいはそれらの結果として行われたお客様の行為（あるいは行わないというお客様の判断）に対して一切の責任を負いません。

本資料中の記載内容、数値、図表等は、本資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。本資料内の見解、データその他の内容は、本資料の執筆者のものであり、当社内の他の関係者の見解等と一致しない場合があります。

本資料の全部または一部について、当社または著作権、氏名権、肖像権その他の正当な権利（以下、「著作権等」）を有する者の事前の許諾なく、無断で複製、転載、配布、貸与、翻訳、変造等することを固く禁じます。

本資料中のグラフ、表、その他数値データにつきましては、当社が信頼できると判断したデータに基づいて作成しておりますが、これらは過去のデータであり、将来の運用成果について保証するものではありません。また数値データ以外の、図、写真、その他概念図は、すべてイメージ図です。今後の資金動向、市況動向等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。また、投資ガイドラインや社内ルールの変更により、運用に際しては当資料に記載したプロセス通りとならない場合があります。ファンドの詳細については、目論見書等をご参照ください。